

令和8年度

企業団用地の使用許可申請者募集申込書（物件番号2）

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団 東部水道事業所長 様

(〒 —)

住 所 (所在地)

フリ ガナ
氏 名

法 人 名

代表者氏名 (フリガナ)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

令和8年度 企業団用地の使用許可申請者募集（物件番号2）に参加したいので、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり応募価格を添えて申し込みます。

記

1 応募価格等（物件番号2）

応募価格（5年間使用料）（税抜）								
億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	一
							0	0 円

- ※ (1) 応募価格は、消費税及び地方消費税相当分を除く金額である。
- (2) 応募価格は、大阪広域水道企業団東部水道事業所が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- (3) 応募価格は、総額として、百円単位で記入してください。
- (4) 金額はアラビア数字で記入してください。
- (5) 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2. 添付書類（内容については、募集要項で確認願います。）

- ① 印鑑証明書
- ② 誓約書（指定様式）
- ③ 証明書類等
- ④ 役員一覧表
- ⑤ 事業概要（駐車場運営等について、直近3年間の実績を示すもの）
- ⑥ その他

誓 約 書

私は、大阪広域水道企業団 東部水道事業所が実施する「令和 8 年度 企業団用地の使用許可申請者募集（物件番号 2）」の申し込みにあたり次の事項を誓約します。

1. 企業団用地の使用許可申請者募集要項第 3 に定める応募に必要な資格を有しています。
2. 企業団用地の使用許可申請者募集要項、物件調書、その他関係法令をすべて承知の上で参加し、駐車場の運営者に決定したときは、これらに記載された条件を遵守します。
3. 現状変更については、大阪広域水道企業団 東部水道事業所と協議の上、実施します。
4. 土地利用に関する隣接土地所有者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて運営者において行うことを承知の上で応募します。
5. 募集結果に関しては、大阪広域水道企業団のウェブページにその内容（物件所在地、面積、決定者名、応募価格）が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

大阪広域水道企業団 東部水道事業所長 様

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名

(法人名・代表者氏名 (フリガナ))

土地利用計画書（物件番号2）

計画概要図							
応募者氏名							
物件名称		所在地					
面積		駐車台数					

※ 現地確認のうえ、利用形態（駐車区画等）がわかるように計画書を作成してください。

※ 現在の利用形態から変更しない場合、提出不要。

土地利用計画書（物件番号 2）

計画概要図

The diagram shows a parking lot layout on a grid. A road (道路) is on the left. An entrance/exit (出入口) is marked with a black dot and an arrow. A utility facility (水道施設) is in the center. A planting area (植栽部分) is on the right. Dimensions are indicated: 2.5m, 5m, 1m, 1m, 5.2m, 6m, 3m. The parking spaces are numbered 1 to 21.

応募者氏名	大阪太郎		
物件名称	〇〇駐車場	所在地	〇〇市□□町*丁目*番*号
面積	500.05㎡	駐車台数	21台

※ 現地確認のうえ、利用形態（駐車区画等）がわかるように計画書を作成してください。
※ 現在の利用形態から変更ない場合、**提出不要**。

(記入例)

役 員 一 覧 表 (物件番号 2)

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	住 所
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S 32. 3. 2	大阪市中心区大手前 1 - 1 - 1
専務取締役	ナニワ ハナコ 浪速 花子	S 34. 9. 6	吹田市江坂町 3 - 4 - 5 - 6 7 8
常務取締役	ヨウチ カシジロウ 用地貸次郎	S 35. 12. 1	大阪市中心区上町 A - 1 0 - 3
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S 41. 11. 3	岸和田市岸城町 1 - 2 - 3

※法人登記に登記されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。

※この一覧表は、大阪広域水道企業団暴力団排除措置要綱に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切使用しません。